

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年10月16日

【会社名】 シャープ株式会社

【英訳名】 Sharp Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 高橋 興三

【本店の所在の場所】 大阪市阿倍野区長池町22番22号

【電話番号】 (06)6621 1221(代表)

【事務連絡者氏名】 コーポレート統括本部財務部長 山本 雅一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝浦一丁目2番3号
シャープ株式会社東京支社

【電話番号】 (03)5446 8221(代表)

【事務連絡者氏名】 コーポレート統括本部財務部 I Rグループ
副参事 五十嵐 哲也

【縦覧に供する場所】 シャープ株式会社東京支社
(東京都港区芝浦一丁目2番3号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成25年9月18日（水）開催の取締役会において、当社普通株式の欧州及び米国を中心とする海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。）における募集（以下「海外募集」という。）が決議され、これに従ってかかる当社普通株式の募集が開始されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、同日付で臨時報告書を提出し、また、平成25年10月7日（月）付で金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出しておりますが、平成25年10月10日（木）付で海外引受会社に対して付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される株式数が確定したため、これに関する事項を訂正するため、また、海外募集に係る英文目論見書及びその抄訳並びに海外募集のうちカナダにおける募集に係る英文目論見書及びその抄訳を添付するため、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正内容】

訂正箇所は_____ 罫で示しております。

（2）発行数

（訂正前）

下記 及び の合計による当社普通株式128,000,000株

下記（9）に記載の海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式120,000,000株

下記（9）に記載の海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式8,000,000株

（訂正後）

下記 及び の合計による当社普通株式128,000,000株

下記（9）に記載の海外引受会社の買取引受けにより発行される当社普通株式120,000,000株

下記（9）に記載の海外引受会社に対して付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される当社普通株式8,000,000株

（6）発行価額の総額

（訂正前）

34,222,080,000円

（上記（2）に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合）

（訂正後）

34,222,080,000円

(7) 資本組入額の総額

(訂正前)

17,111,040,000円(増加する資本準備金の額は17,111,040,000円)

(上記(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合)

(訂正後)

17,111,040,000円(増加する資本準備金の額は17,111,040,000円)

(9) 発行方法

(訂正前)

Nomura International plc、Mizuho International plc及びMorgan Stanley & Co. International plcを海外共同主幹事引受会社とする引受人(以下「海外引受会社」と総称する。)に海外募集分の全株式を総額個別買取引受けさせます。また、海外引受会社に対して上記(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与します。

(訂正後)

Nomura International plc、Mizuho International plc及びMorgan Stanley & Co. International plcを海外共同主幹事引受会社とする引受人(以下「海外引受会社」と総称する。)に海外募集分の全株式を総額個別買取引受けさせます。また、海外引受会社に対して上記(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取らせません。

(12) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

(訂正前)

(イ) 手取金の総額

払込金額の総額上限	34,222,080,000円
発行諸費用の概算額上限	442,000,000円
差引手取概算額上限	33,780,080,000円

なお、払込金額の総額は、上記(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合を想定した金額です。

(ロ) 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

上記差引手取概算額上限33,780,080,000円については、海外募集と同日付をもって当社取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額74,223,800,000円及び本件第三者割当増資の手取概算額上限11,133,120,000円を合わせた手取概算額合計上限119,137,000,000円について、当社グループが平成28年3月までに計画する設備投資資金に全額を充当する予定であります。具体的には、50,000,000,000円をディスプレイデバイス事業における中小型液晶の高精細化及び歩留まり改善等のための設備投資資金に、24,700,000,000円を健康環境事業におけるASEAN地域での製造設備の新設及び増強等を中心とする設備投資資金に、13,000,000,000円を重点5事業領域の開拓に向けた研究開発設備資金に、残額をプロダクトビジネス及びデバイスビジネスにおける上記以外の設備投資資金に充当する予定であります。

(訂正後)

(イ) 手取金の総額

払込金額の総額	34,222,080,000円
発行諸費用の概算額	442,000,000円
差引手取概算額	33,780,080,000円

(ロ) 手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

上記差引手取概算額33,780,080,000円については、海外募集と同日付をもって当社取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額74,223,800,000円及び本件第三者割当増資の手取概算額上限11,133,120,000円を合わせた手取概算額合計上限119,137,000,000円について、当社グループが平成28年3月までに計画する設備投資資金に全額を充当する予定であります。具体的には、50,000,000,000円をディスプレイデバイス事業における中小型液晶の高精細化及び歩留まり改善等のための設備投資資金に、24,700,000,000円を健康環境事業におけるASEAN地域での製造設備の新設及び増強等を中心とする設備投資資金に、13,000,000,000円を重点5事業領域の開拓に向けた研究開発設備資金に、残額をプロダクトビジネス及びデバイスビジネスにおける上記以外の設備投資資金に充当する予定であります。

3【添付書類】

別添のとおり、海外募集に係る平成25年10月7日付の英文目論見書及びその抄訳並びに海外募集のうちカナダにおける募集に係る平成25年10月7日付の英文目論見書及びその抄訳を添付書類として提出いたします。